



市 章

大津市公報

平 成 27 年 6 月 30 日
号 外 (第 47 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

92	大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則.....	1
93	大津市曳山展示館の管理運営に関する規則.....	2
94	大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則.....	2
95	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則.....	3
96	大津市街並み博物館の管理運営に関する規則を廃止する規則.....	3
97	大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	3
98	大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	4
99	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則.....	4

規 則

大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則を公布する。

平成27年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第92号

大津市まちなか交流館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市まちなか交流館条例(平成27年条例第6号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、大津市まちなか交流館(以下「交流館」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 交流館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び条例第8条の規定に基づき交流館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

水曜日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第3条 交流館の開館時間は、午前10時から午後7時までとする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開館時間を変更することができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 交流館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

他の入館者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしないこと。

所定の場所以外において喫煙し、又は飲食しないこと。

火気を使用しないこと。

その他係員の指示に従うこと。

(使用の申請及び許可等)

第5条 条例第4条第1項の規定によるホール等の使用の許可の申請は、所定の使用許可申請書を指定管理者に提出して行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、ホール等の使用を許可したときは、所定の使用許可書を当該申請をした者に交付する。

3 ホール等の使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

許可を受けたホール等以外の施設を使用しないこと。

ホール等を使用した後は清掃し、机、椅子等を原状に復すこと。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則を公布する。

平成27年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第93号

大津市大津祭曳山展示館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市大津祭曳山展示館条例(平成27年条例第 7 号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、大津祭曳山展示館(以下「展示館」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第 2 条 展示館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び条例第 8 条の規定に基づき展示館の管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日以後最初に到来する休日でない日)

1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月29日から同月31日まで

(開館時間)

第 3 条 展示館の開館時間は、午前 9 時から午後 6 時まで(ホールにあっては、午前10時から午後 9 時まで)とする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開館時間を変更することができる。

(入館者の遵守事項)

第 4 条 展示館の入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

他の入館者に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしないこと。

所定の場所以外において喫煙し、又は飲食しないこと。

火気を使用しないこと。

その他係員の指示に従うこと。

(使用の申請及び許可等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定によるホールの使用の許可の申請は、所定の使用許可申請書を指定管理者に提出して行わなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理した場合において、ホールの使用を許可したときは、所定の使用許可書を当該申請をした者に交付する。

3 ホールの使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。

ホールを使用した後は清掃し、机、椅子等を原状に復すこと。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を公布する。

平成27年 6 月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第94号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成27年条例第37号。以下「改正条例」という。)附則第 3 項の規定に基づき、改正条例の施行に伴う経過措置について、必要な事項を定めるものとする。

(大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅南口公共駐車場又は膳所駅前公共駐車場の駐車料

金に関する経過措置)

第 2 条 改正条例による改正後の大津市自動車駐車場条例(平成 9 年条例第 42 号。以下「新条例」という。)別表の規定は、平成 27 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)前から引き続き大津京駅前公共駐車場、明日都浜大津公共駐車場、大津駅南口公共駐車場又は膳所駅前公共駐車場に自動車を駐車していた者が、施行日以後引き続きこれらの駐車場に自動車を駐車した場合における、当該駐車を開始した日から施行日の前日までの間の駐車料金についても適用する。

第 3 条 施行日の午前 0 時から午前 9 時までの間に自動車を明日都浜大津公共駐車場から出車させる場合における駐車料金の額については、新条例及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則を公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 95 号

道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 38 号。以下「改正条例」という。)附則第 2 項の規定に基づき、改正条例の施行に伴う経過措置について、必要な事項を定めるものとする。

(駐車料金に関する経過措置)

第 2 条 改正条例による改正後の道路法第 24 条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(平成 8 年条例第 25 号。以下「新条例」という。)第 3 条第 1 項の規定は、平成 27 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)前から引き続き新条例第 1 条に規定する自動車駐車場(以下「駐車場」という。)に自動車を駐車していた者が、施行日以後引き続き駐車場に自動車を駐車した場合における、当該駐車を開始した日から施行日の前日までの間の駐車料金についても適用する。

第 3 条 施行日の午前 0 時から午前 9 時までの間に自動車を駐車場から出車させる場合における駐車料金の額については、新条例及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

大津市街並み博物館の管理運営に関する規則を廃止する規則を公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 96 号

大津市街並み博物館の管理運営に関する規則を廃止する規則

大津市街並み博物館の管理運営に関する規則(平成 2 年規則第 68 号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 6 月 30 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 97 号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則(昭和 42 年規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 第 2 項の表健診センターにおいて行う検査料(この表に別に定めがあるものを除く。)の項中「基準額の算定方法に準じて算定した額」を「前年度末日における検査基準額(条例第 3 条第 2 項に規定する基準額の

算定方法に準じて算定した額をいう。以下同じ。)に改め、別表第5第2項の表受託検査料の項中「基準額の算定方法に準じて算定した額」を「検査基準額」に改める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第98号

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1日駐車券」を「パークアンドライド1日駐車券」に改める。

第9条第2項を削る。

附 則

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

2 改正後の第4条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「パークアンドライド1日駐車券」とあるのは、「パークアンドライド1日駐車券若しくは大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成27年条例第37号)附則第2項若しくは同条例による改正前の大津市自動車駐車場条例第3条第6項に規定する1日駐車券」とする。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月30日

大津市長 越 直 美

大津市規則第99号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場の管理運営に関する規則(平成10年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「回数駐車券等」の次に「若しくは同条第6項に規定するパークアンドライド1日駐車券」を加え、同条第2項中「規定する定期駐車券」の次に「、同条第4項に規定する屋外定期駐車券又は同条第5項に規定する夜間定期駐車券(以下「定期駐車券等」という。)」を加え、「に定期駐車券」を「に定期駐車券等」に、「、定期駐車券」を「、定期駐車券等」に改める。

第5条(見出しを含む。)及び第6条(見出しを含む。)中「定期駐車券」を「定期駐車券等」に改める。

第8条第2項を削る。

第9条第1項中「駐車開始」を「駐車開始後30分を経過した時」に改める。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

2 改正後の第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「パークアンドライド1日駐車券」とあるのは、「パークアンドライド1日駐車券若しくは道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例(平成27年条例第38号)による改正前の道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例附則第5項に規定する1日駐車券」とする。